



リサイクル図書寄贈ボランティア活動実施要項

～ 子供の読書応援団 ～

1 趣 旨

子供の読書活動推進において、公立の小・中・義務教育学校及び特別支援学校（以下「学校」）の学校図書館並びに児童養護施設及び乳児院（以下「施設」）、子供食堂、放課後児童クラブの図書の整備・充実を支援するため、読み終えた図書（以下「リサイクル図書」）を寄贈するボランティア活動を促進する。

2 リサイクル図書寄贈ボランティア活動

(1) 寄贈図書について

ア 寄贈図書は、雑誌、コミック漫画、古い百科辞典等以外の小学生又は中学生向け及び児童^{注1}向けの本とする。注1:児童とは、概ね18歳未満を対象とする。

- ・小学校へは小学生向け
- ・中学校へは中学生向け
- ・義務教育学校へは小学生・中学生向け
- ・特別支援学校へは小学生・中学生向け
- ・児童養護施設及び乳児院、子供食堂へは児童向け
- ・放課後児童クラブへは小学生向け

イ 寄贈図書の数量は問わないが、汚れや破損のある本は除く。

ウ 寄贈図書の取り扱い（廃棄を含む）は、学校、施設、子供食堂及び放課後児童クラブ（以下「学校等」）に一任する。

(2) 寄贈者について

ア 寄贈者は、県生涯学習課又は子ども未来課ホームページの「※図書受入学校等情報」（学校等名、住所、電話番号等の情報）により、リサイクル図書を受け入れる学校等の情報を検索し選択する。

イ 寄贈者は、選択した学校等に、直接電話連絡し、学校等へ寄贈意思を伝え、学校等と冊数や配送方法等について調整する。

ウ 寄贈図書の配送は、寄贈者による配送、又は持参を基本とする。

※図書受入学校…県内全ての公立小・中・義務教育学校及び特別支援学校

※図書受入施設…受入れを希望する県内の児童養護施設及び乳児院^{注2}

※図書受入子供食堂…受入れを希望する県内の子供食堂^{注3}

※放課後児童クラブ…受入れを希望する県内各市町村の放課後児童クラブ^{注4}

注2～注4:（「図書受入学校等情報」参照）